

# 平成28年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月21日（火曜日）

## ◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	陳情第5号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する陳情
3	陳情第6号	地方財政の充実・強化を求める陳情
4	陳情第7号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた陳情
5	陳情第8号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情
6		一般質問
7	意見書案第1号	平成28年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書
8	意見書案第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書
9	意見書案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
10	意見書案第4号	新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
11		議員の派遣
12		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会、産業厚生常任委員会)
13		会期中の閉会

## ◎出席議員（9名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	6番	菅谷誠君

7番 大崎英樹君

8番 大谷友則君

9番 藤田博規君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝君
副町	長	石田	貢君
教育	長	菅原	裕一君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	和田	宏樹君
企画課	長	柄崎	明久君
住民課	長	矢野	利治君
福祉課	長	岩城	光洋君
産業課	長	山本	芳博君
施設課	長	渡部	邦生君
会計管理者		佐藤	孝夫君
農業委員会事務局長		高倉	明君
教育委員会教育課長		富田	秀樹君
子育て支援所長		下重	博光君
消防署	長	佐藤	則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	中川	直幸君
庶務係	長	沢崎	真司君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番岩井明議員及び6番菅谷誠議員を指名します。

◎ 陳情第5号

- 藤田議長 日程第2 陳情第5号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

- 相澤産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第5号。
- 2、付託年月日。平成28年6月15日。
- 3、件名。平成28年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。非正規社員の割合が高い北海道においては、地域経済の維持や社会保障制度の維持・充実に係る税源確保のためにも賃金体系改善は喫緊の課題となっている。地域別最低賃金は、一昨年に生活保護水準との逆転現象が解消されたものの、依然として全国平均を大きく下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会答申書にある、あるべき水準への引き上げが実現できていない現状から願意妥当としたものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第6号

●藤田議長 日程第3 陳情第6号地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第6号。

2、付託年月日。平成28年6月15日。

3、件名。地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。被災地の復興、社会保障の充実、地域の雇用確保、さらに人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行等、新たな政策課題への対応など、地方自治体の果たす役割はますます重要となっている。生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化が求められるなか、地方財政予算の安定確保は必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第7号

●藤田議長 日程第4 陳情第7号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第7号。

2、付託年月日。平成28年6月15日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度を維持することや教材費等の保護者負担の解消、充実した教育活動を推進するための教職員数の確保、30人以下学級の実現及び学校施設整備に係る予算の確保・充実は、重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◎ 陳情第8号

●藤田議長 日程第5 陳情第8号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第8号。

2、付託年月日。平成28年6月15日。

3、件名。道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。公立高等学校配置計画による再編・統合は、学校数、学級数の削減により地域の過疎化、経済や産業・文化などに多大の影響を及ぼし、遠距離通学や下宿生活等により子どもたちの精神的、身体的負担や保護者の経済的負担も増大している。このため、広大な北海道の実情に沿った公立高校の配置計画づくりをすすめる、子どもの学習権を保障することは重要であることから願意妥当としたものであ

る。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 一般質問

●藤田議長 日程第6 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番、岩井明議員。

●5番岩井明議員 初めに、選挙権年齢の引き下げにかかわるその後の対応についてお伺いいたします。

改正公職選挙法が成立し、今年19日に施行されております。選挙権を持つ年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、明日22日公示で、7月10日投票の参議院選が18歳、19歳の方々にとっては改正公職選挙法成立・施行後、初の選挙となります。

昨年9月議会の一般質問で、選挙制度の概要や投票意義等についてお伺いいたしましたが、回答記録を検証いたしますと、広報等で若い世代への啓発を考えている。また、選挙人名簿への登録について広報等を通じて選挙権を行使できるよう周知していく。さらに、教育委員会と協議しながら、中学生に対する教育を考えたい、このような答弁の内容だと記憶しております。

私も選挙権年齢引き下げの対応について、町広報紙等による周知が行われていることは認識しているところです。中学生等に対する教育的啓発活動の推移をお伺いいた

します。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

選挙権の年齢引き下げにつきましては、現在、豊頃中学校では3学年時に社会科の公民の分野において参政権など、選挙制度について学習することとなり、また、選挙年齢引き下げにつきましては、法令改正事項として説明をされております。

高校生に対する関係につきましては、北海道選挙管理委員会が作成した生徒向けの啓発資料が各市町村教育委員会を通して高校に配布されており、これらを活用し新たに選挙権を得ることとなる生徒等に対する意識高揚に向けた取組が、各学校で実施されていると伺っております。

また、町民に対する啓発につきましては、7月10日執行されます参議院議員通常選挙におきましては、町広報紙で、7月号において若い世代への啓発に努めることとし、今後の選挙においても同様に啓発を行う予定であります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今回の答弁によりますと、7月号でやるということですので、その前段ではなかったふうに伺っておりますけれども、この中学3学年、また高校生等に対する、そういうようないろいろな形をとっておられるということで、これは了解したいと思います。

ただ、18歳選挙権に伴いまして、文部科学省は新通知などを出しました。しかし、その内容は高校生の政治活動を禁止、制限し、一定の範囲内に押し込めるとの内容となっております。私は、このような政治活動の制約は不当だと考えております。自治体といたしましても、中・高校生が伸び伸びと政治の課題等に関心を持ち、活発な討議ができるような後押しと、自分の自由をしっかりとつかんでほしいとエールを送っていただきたいと要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、子どもの医療費無料化拡大等について伺います。

本町におきまして、提出されました資料によりますと、子どもの医療費について未就学児から中学生までを対象とし、道補助金対象外になる医療費一部負担金を全額補助とし、所得制限はなく、十勝管内の医療機関等において受付窓口で受給者証を提示することにより、無償で受診できると定めております。

十勝管外での受診につきましては、窓口で一旦自己負担が発生し、領収書等を添えて役場に申請することにより、後日自己負担が支給されるとの取組がなされておりますが、十勝管内同様、十勝管外でも窓口負担が発生しないような取組等ができないか伺います。



●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

豊頃町の乳幼児医療費給付事業につきましては、昭和48年4月に事業開始となり、当時は誕生から小学校入学までの期間に医療費について助成しておりました。その後、平成20年4月から小学生まで、さらに平成22年4月から中学生までと拡大し、現在に至っております。この間、医療機関の窓口における個人負担金は、昭和55年7月に帯広医師会、昭和61年3月に十勝医師会と当該事業の協定を結ぶまでの期間は全て償還払い、いわゆる立替払いとなっております。

今回の御質問いただきました十勝管外の医療機関と委任払いを実施する場合には、個別に各医療機関と協定を結ぶか、あるいは全道の市町村を代表して北海道町村会等が北海道医師会と協議し協定を結ぶ必要があるかと思えます。

しかしながら、乳幼児医療費給付事業は各自治体間で給付内容に差がある現状からも、医療機関での対応が複雑となり容易に理解が得られるものではないと考えているところであります。加えて、本町のみで不特定多数の医療機関と事業協定を結ぶことは困難であります。

十勝管外で医療機関における一部負担金につきましては、速やかに事務処理を行い、これまで同様に償還払いとさせていただくことが適切かと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 管外での医療等は専門的な医療等を受診される方が多いと、私認識しているところですが、それゆえに高額な窓口負担が予測されます。自治体として窓口負担が起らないような施策は考えられないのか、お伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 十勝管内については先ほど御説明したようなことですが、十勝外に出た場合については北海道でも、病院、医院、クリニックなどを含めると3,000を超える病院がございます。そういったところにつきましては、ほとんど北海道が中心になって行わなければ、一行政ではなかなか困難かと思えます。

したがって、管外で行われた医療立替払いについては、先ほども申し上げましたとおり速やかに事務を処理し、これまで同様に立替払いをしていただくのが適切でないかというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今の質問に対しては、私も理解したところです。

次の質問に移らせていただきます。

多くの市町村が形態は異なりますけれども、子どもの医療費無料化に取り組んでおります。国は、子どもの医療費の無料化が進む中、窓口で無料化している自治体に対して、国保負担金の減額をしていると認識しているところですが、子育て支援、少子化対策に逆行するもので、国に対して減額の廃止を求めていくべきと考えているところですが、見解をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 このことにつきましては、ただいま岩井議員の御質問がありましたとおり、国は国民健康保険の保険者である自治体が、子どもにかかる医療費を独自で減免した場合、必要以上に医療費がかさむことなどを理由に、さらには医療現場が混雑し、必要な時期に医療を受けられないなどの理由から、市町村国保の重要な財源である療養給付費負担金、つまり国庫負担金でありますけれども、その一部を減額する、いわゆるペナルティ制度を国は実施しております。

このことにつきまして、今、国では、ニッポン一億総活躍プランを作成する上で、地方自治体を実施する医療費助成事業に関して、有識者で構成された子どもの医療制度の在り方等に関する検討会が発足され、財源を含めた制度設計について諮問をしております。

その結果、少子化対策を積極的に推進する自治体を支援する観点から、早急にペナルティ制度を見直すべきとの意見が大半を占めたことを受け、抜本的に制度改正されることになっており、年内にもその結論が出る見通しとなっております。

また、地方単独事業による子どもの医療費助成に関し、全国町村会、市長会、知事会の地方3団体、子どもの医療費について国の責任による無料化を含めた全国一律の制度の構築を要望しております。本町におきましても、積極的にこの要望に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 適切な答弁をありがとうございます。

次に移らせていただきます。

高校生の医療費の無料化についてですけれども、高校生の医療費の無料化におきましては、制限付き無料も含めまして4町村で実施されていると伺っております。しかし、他の自治体と本町において比較することは、産業形態や人口に占める高齢化率の対応として、医療や福祉等に対する優先順位も考えなければならない、そういう観点から比較することは適切ではないと理解しているところです。

ただ、現在の中学生までの医療費無料化に対する町事業費概算額は900万円と

伺っており、未就学、小学生、中学生と年齢を積み重ねるにつれて体力が付き、医療費も少額になるのだという考えから、予算的に捻出できる方向性を生み出すことも可能ではないかと、このように認識するところです。

現況では、高校教育まで準義務教育と考えられる状況にありまして、当町といたしましても高校生までの医療費無料化を視野に入れる時期に来ていると認識しておりますが、町としての見解をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 議員も御承知のとおり、本町では乳幼児期から成長期の子どもの健全な育成のために、平成22年度から中学生までの医療費無料化事業を実施しております。本町における高校生の数につきましては60名程度でございまして、高校生が医療機関に受診した際の個人負担の合計は約120万円程度ではないかというふうに推計をしているところでございます。

この医療の無料化につきましては、今、御質問されたとおり、管内では陸別、上士幌、池田、更別の4町村が高校まで無料化にしております。また、残る市町村につきましては、それぞれ町村によって異なりますが、帯広みたいところは小学生までしか出していないということも聞いております。

いずれにいたしましても、この無料化にするということは、各自治体とも所得制限を設定せず事業実施していることから、仮に担税力、納税力があっても一律無料化になるわけでございます。こうしたことによってペナルティ並びに町村の財政負担も、将来にわたってかさむわけでありまして、各町村とも、今後助成対象を拡大する傾向にあります。本町といたしましても、今後、各町村の動向を見まして、十分前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 1点だけ参考のために数字上でお伺いいたしますけれども、今、町長がおっしゃられたのは、この無料化に対しまして120万円という数字を出されております。しかし、中学生までの医療費無料化に対する町事業費の概算額は900万円ですが、平成26年度の未就学児から中学生までの扶助額は500万円、うち中学生は扶助額約190万円となっております。そこには約400万円の開きがあるということで、高校生の医療費無料化を中学生に置きかえた場合、町事業概算額と未就学児から中学生までの扶助額の差額で対応できると考えますが、今、町長の答弁にありまして、積極的に取り組むということですが、これについても、御答弁ができる状況にあれば答弁をお願いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、私どもで未就学、小学生、中学生で約850万円を超えるような形でございます。先ほど申しました高校生になりますと、もう大人に近いし体力もありますから、それほど医療にかかる分野というのは多くないかという形で、国保の関係では大体年間120万円前後かなという形で、金額的には、単年度で考えればそう財政的に負担にならないかと思えますけれども、将来やはり高校まで延ばすことによって、その他の福祉の財政に影響を及ぼすことがあっては大変公平を欠くかなというふうに思っております。

しかし、先ほど申しましたように各自治体とも、今後高校までの無料化の形に進むのが増えてきておりますので、本町につきましても、十分検討して前向きに実施するものは実施したいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今の答弁の形で理解するところですが、私も、今後、自治体の事情も加味しながら取り組んでいきたいと申し上げまして、この件につきましては終わらせていただきます。

次に、医療費の減免等についてお伺いいたします。

本町におきまして、資料等によりますと、非課税者数が平成27年度では、納税対象者2,813人中1,213名、約43パーセント。平成28年度は課税対象者2,784人中1,153名、約41.4パーセントと高い水準で推移しております。

さらに、均等割のみを納める方々を含めると一層割合が高くなります。平成25年度の個人の市町村別納税義務者に関する調書から、本町課税対象者で均等割額のみを納める方の均等割額について調べてみました。結果、給与所得者33万6,000円、営業等所得者4万6,000円、農業所得者等6万円、その他の所得者25万2,000円との数字が出ており、給与所得者であっても本給が低く厳しい生活状況下にあることも想定されます。

また、非課税者の中には生活保護基準以下の方々も多く含まれ、さまざまな理由により保護申請をされない方も多数いると認識しているところです。自治体の使命というのは町民の生命や暮らしを守ることには有するとのこの考えから、生活困窮者救済対策として3点について行政の対応を伺います。

1点目は、医療費の減免制度について、国の財政支援の基準が定められておまして、基準以外に拡大すると国保会計から持ち出しになると認識しております。生活保護に該当せず、病院代だけでも何とかしてほしいとの要望に対し、町の健康保険の一部負担金減免要綱を見直して対象者を広げるべきと考えるが、見解をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本町では、国民健康保険法の規定により、規則におきまして一部負担金の減免の規定を設けております。主にどのようなものかと言うと、自然災害等により例えば身体、資産に重大な損害を受けた場合だとか、また、天候不順により不作、不良の理由により収入が著しく減少した場合、さらに、事業が悪化して休業に入った場合、それぞれの理由につきましても、本町で規則を設けて減免措置をとっております。また、生活保護を受けられる方については、これはまた国である程度面倒というか医療費が無料になっておりますから問題ありませんが、そういった一時的に収入が困難な場合、また、さらにはその他で生活保護に類するような場合については、それぞれの規則でも救済する場合がありますので、十分そういう方々については職員と協議し、できるだけ負担のかからないような形にするのが、公平な観点からいっても正しいかなというふうに思っております。

ただ、問題は、その単年度の所得だけ考えた場合については、なかなか資産の持っている方にしては収入がなかなか把握できない状況もありますので、それらについても町民の公平を欠かないよう十分精査しながら、救済をしたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 参考のためにお伺いいたしますけれども、3カ月間の収入が生活保護基準と比較し該当すれば、免除、減免されると認識しておりますけれども、そのように理解してよろしいでしょうか。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、収入については3カ月、また、預貯金が保護基準額の3カ月未満であることが必要になりますので、一時的な減収プラス貯金がないですよという状況が必要になってくるかと思えます。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今後とも取組の方をよろしくお願ひいたしたいと思えます。

関連質問という形になろうかと思えますけれども、生活困窮者の医療費に係る対策として無料・低額診療を行っている医療機関があるが、本町との結びつき等をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 議員御指摘の無料・低額診療制度につきましては、一定の要件を満たす

医療機関、北海道の認可を受けて実施する制度で、実施している機関は固定資産税の減免などの優遇措置を受けている制度であると認識しております。

特に、この制度につきましては、十勝管内の医療機関では帯広の協会病院、帯広光南病院、十勝勤医協病院など4医療機関となっております。その他にも帯広第一病院、帯広西病院、音更病院が該当しますが、これらについては病院の固定資産税が減免措置になるということで、それぞれ病院で対応をしているわけでありまして、

今まで申し上げましたとおり、当該制度は医療機関が独自に実施しておりまして、これまでの間本町へのPR等は全くなく、議員のおっしゃるとおり結びつきは現在ございません。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 いろいろな事情で医療費の減免制度が利用できないという方々の医療を受けるときのよき相談相手となって対応してくれるということは、私も認識しておりますし、ある病院の関係者ともそういうような話をして勉強させてもらっているところですよ。

町といたしましても、今の答弁にあったとおり、病院独自で対応しておるということで関連性はないということですが、ただ、この3番目の項目の質問に移らせていただきますが、この無料・低額診療制度は、これを知らない方が本当に多いので、すね。それで、生活不安に関わる団体や個人に対し広く認識していただくことが必要と考えます。そして、いろいろな形で病院等も広く認識されるために、自治体の民生委員等との対話を繰り返して制度の理解を求めているという話も伺っております。そういうことで、このような形を町の関わる民生委員と、また、社会福祉団体等に広めていくような、そういうような考えはないのかどうかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申しましたけれども、この無料・低額診療制度の病院につきましては、本町が積極的にPRすることによって、また他の病院についても影響がございますので、これはこの病院独自で道の認可をいただいて、それぞれやっていることだと思います。

しかし、これらの問題につきましては、やはり生活の大変な方々がそういう病院に行かれる、また、病院にもそういった事情の方々については、ある一定の手続きをとりながら診察料の無料、減額をしているところでございます。

私どものほうでも民生委員、さらに社会福祉協議会の職員等がいらっしゃいますので、こういう方に積極的にお願いし、生活が大変な方々のことにつきましても、医療費以外にも積極的に関わって安心して暮らしができるような、そういった地域づくり

といひましようか、環境づくりを進めていきたいというふうにて考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 その点よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、生活困窮者の自立支援法の対応についてお願ひいたします。

生活の大変な方々の支援をまちづくりの視点、課題にし、各種団体や企業とも連携して取り組んでいくべきだと考えておりますが、道の委託を受けた「とちち生活あんしんセンター」が帯広市に開設され、月に1度相談員が来て個別に対応しているが、本町としての連絡体制をお願ひいたします。また、本町で福祉担当が窓口と理解しておりますけれども、民生委員、社会福祉協議会等との連携についてもお願ひいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 このことにつきましては、岩井議員のほうが詳しいかと思ひますけれども、今までの経過を申し上げますと、とちち生活あんしんセンターは、国の生活困窮者支援制度に基づきまして、十勝管内18町村を支援窓口として平成26年12月に開設され、翌、平成27年4月から本格的に稼働されております。同様に、帯広市の窓口としては、帯広市自立相談支援センターふらっとが開設されております。

このセンターは十勝総合振興局から委託を受け、旭川に本部を有する民間の有料職業あっせん所であります。

昨年4月から本年3月までの1年間、管内町村の相談件数は総数で約220件を超えております。また、相談内容といたしましては、求職、収入、生活費、医療費など、生活に密着した相談が多く、就労になったケースもあると聞き及んでおりますが、同センターでは、十勝管内18町村と担当する地域が広いため、定期的に各町村で生活・仕事相談を実施し、本町でも、月に1度える夢館で相談会が開設されております。

当相談会の開設、センターの活動内容につきましては、役場だより、公共施設にリーフレット等を設置し、広く町民の皆さんに周知させていただいております。民生児童委員会議や制度に関する研修会も開催してきております。

これまでの間、本町からの相談件数は6件となっておりますが、センターへの直接相談者ではなく、民生児童委員や社会福祉協議会などによる家庭訪問から生活に関わる困り事などを拾い上げ、町福祉課を通してあんしんセンターに相談をつなぐという状況であります。

今後におきましては、民生児童委員及び社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、心配事や困り事などを抱える町民の方々を支援することのできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 取組の方を、よろしくお願いたしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、生活が困窮していても、相談するための経路が見いだせない方々もいると認識しているところです。

相談に来るのを待つばかりでなく、早期発見の対応、また必要に応じて新たな施策等も考慮すべきと考えますが、見解をお伺いたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども答弁させていただきましたけれども、町民の皆さんの生活に、より密着されております民生児童委員を初めとし、社会福祉協議会の役職員の方々、さらにはそれぞれの地域コミュニティをお持ちの町民の皆さんからの情報提供を大切にしながら、各関係機関と連携を密にして、個々の状況に適した支援体制を今後とも整備していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 私の言うところの施策というのは、生活困窮者が生活相談において安心して相談できるような取組をしていただきたいということなのですね。

そして、ここに十勝総合振興局の生活困窮者の取組について回答をいただいておりますけれども、参考のために回答をした文書を読ませていただきます。

十勝総合振興局では、生活困難などの多様な問題を抱える要保護者等からの相談に対し、適切かつ丁寧な対応が行われるようケースワーカーの資質向上を図るため、職場内における職員研修を毎月実施しておるということです。

特に、昨年においては外部講師を招聘しての面接技法に関する研修会も開催したところであり、今年度について被保護者等に対し適切な支援が行われるよう、引き続き各種研修会を通じてケースワーカーの資質向上に努めてまいりますということで、十勝総合振興局におけるケースワーカーの配置については、現在基準どおりの配置となっているということです。このように、日頃より努力している回答を得ております。

本町で、町相談員を置き相談等を行っても、日頃の交際関係から困窮的な問題等は、特に相談を控える傾向があるというふうに私認識しているところでもあります。さらに、行政機関は、敷居が高くて相談に行きたくない等の理由で、他の機関を利用して相談を行う場合があると、このような町民の声も聞かれているところです。

生活困窮者が安心して相談できるような取組を強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。



ありがとうございました。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私も、今、岩井議員のおっしゃるとおり、やはり生活困窮者についてはそれぞれの立場で、それぞれ内容が違った原因をみんなお持ちだと思います。なかなかそういった家庭的な問題、自分の周りの問題の相談をするという形になれば、どうしても第三者の知っている方よりも知らない専門的知識を持った方のほうが、安心して相談を受けることができるかというふうに思っておりますけれども、私ども職員も専門的な知識を持った方もいらっしゃいますので、どうかひとつ遠慮なく生活困窮の原因、何がどうなのかもしっかりと把握しながら、その人の立場を考えて今後指導的立場に立ちたいというふうに思っておりますので、どうかひとつ、そういう方がいらっしゃったら遠慮なく職員のほうに申し出ていただければというふうに思っております。

今言ったとおり、十分それらを踏まえながら、今後そういう形で対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、議事を進めます。

一般質問、通告順番2、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 高校就学世帯に対する我が町の支援拡大について、質問させていただきます。

まず、最初に、我が町には過疎地域自立促進特別事業として高等学校等就学助成金があり、生徒一人につき、月額5,000円を交付しているが、昨今の高校生一人にかかる教育費に対比すると非常に少ない額であるとの父母の声があります。高等学校等就学助成金の増額による教育費負担の軽減について、町長の考えをお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

今、高等学校の生徒の1年間当たりの学校教育費は、平成26年度で文部科学省が行った調査によりますと、大体公立高校で24万円、さらに私立では74万円程度というふうな数字が出ております。もちろんこれには塾や稽古代等の経費は入っており

ません。そして、今、公立高校では授業料がほぼ無償化になっております。実際には、高校によっては費用に違いがあるかと思えますけれども、本町におきましては、平成22年度から豊頃町高等学校等就学助成金制度により高等学校に就学している保護者に対して、一人御質問のように月額5,000円、年額6万円を交付しております。平成27年度までの6年間で約延べ532名の3,138万5,000円を交付している形になっております。保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒の健全な育成を推進してきたところでございます。

今後も、この制度については、財政事情がどうなるかわかりませんが、しっかりと世代を守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長の高校就学世帯に対する考えをお聞きいたしました。若干説明が重複するかもしれませんが、この事業の本体を成している過疎地域自立促進市町村計画は、平成12年度からの事業であります。高等学校等就学助成金制度につきましては、後期事業での平成21年度の条例制定により平成22年度の事業予算により実行され、本年度も同様に予算化されております。

本町の第4次豊頃町まちづくり総合計画の中においては、第3章、健康で心ふれあうまちづくり。第1節、子育てしやすいまちづくり。2の子育て家庭支援対策にこの高等学校等就学助成金が主要施策としてあります。

しかし、この主要施策の1、子育て家庭支援制度の創設の(2)に小学校・高等学校入学祝金制度の創設と計画されており、現在、小学校に入学する児童の保護者に対しては、児童一人につき3万円が入学祝金として支給されておりますが、高等学校に入学する保護者には入学祝金の制度化は実施されないのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、小学生についてはそういう形で出しておりますけれども、高校生に対してはあくまでも月額5,000円の支援をしているのみでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 この子育て家庭支援対策は、基本方針として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、出産から高等学校卒業間の一貫した支援を推進することにあるとされております。高等学校等就学助成金において、私の要望する支援拡大が難しいのであれば、当初の計画にある高等学校の入学祝金制度の創設については、小学校の入学祝金と同様に創設をぜひとも実行していただきたいです。

我が町には、豊頃町次世代育成支援金が創設されておりますが、その中の保育所通所支援金が月額5,000円分の商工会の商品券ということで、高等学校等修学助成金と同じ支給額であるのは、いかがなものか。そもそも教育費にしても、育英費にしても高校生の方がかかるのでありますから、子育て家庭の経済的負担のさらなる軽減策の目玉対策として、多少は見直していただきたいのですが、町長、いかがなものかお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は、今、高校生については5,000円、年間6万円を差し上げているというか支給してあります。ただ、今、高校生はあくまでも準義務教育ですけども、義務教育ではございません。特に、高校生はお金かかるというのは、私は、考え方によっては、私の町の隣の高校がありますけれども、そこへ行けば経費というか、交通費もかからない。しかし、今のお子さんはそれぞれみんな個性豊か、しっかりした考えを持っておりまして、自分の将来の道で進学する方、また、スポーツを主として将来に伸ばす方、いろいろそれに対する親も期待に応じて地方のほうへ、また、専門的な学校に進めている状況です。当然そういう場合は、私は、できるだけ親の負担を覚悟でやっぱり教育すべきでないかというふうに思っております。

本町は厳しい財政の中で、さらに高校がないという状況で、それぞれ子どもに対する支援はしてきておりますけれども、高校生、短大生、高校と短大は別ですけども、やはりその家庭家庭の事情によって、子どもの教育を一生懸命皆さんやっぺらっしゃいますので、当然そういった資金のかかるのは当然かというふうに思っております。

ただ、高校がないという形で、子どももそれぞれ家庭の不安を緩和するために出しておりますけれども、現在の段階では、月5,000円、年間6万円のこのままをまだ維持をしたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほども申し上げたわけでございますけれども、この第4次豊頃町まちづくり総合計画の中にあります、いわゆる子育て家庭支援制度の創設の(2)に書かれております小学校・高等学校入学祝金制度の創設ということで、やはり高等学校の入学祝金も一応頭に入れていたといいますか、そういう状況のことが、要するに実行できない理由についてちょっとお伺いいたします。町長よろしくお願いたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ちょっと法律的な解釈で、子どもそういった祝金等について高校生が入

れば十分これから見直しをして、今、小笠原議員のおっしゃるとおり出せない場合についてはその文章を削るなり、もし、何らかの形で金額的な大小は別として、できるのであればそのまま文章を残したいと思えますけれども、十分今後担当者と協議しながら、また関係機関、教育委員会とも協議しながら、どのような形にするかは決めていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 我が町の過疎自立促進市町村計画においては、さまざまな整備、振興策が計画され創設、実行されております。その中で、教育の振興策においては、小中学校等修学旅行費交付金、サマーランド市訪問団派遣事業、次世代育成支援事業においては、出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金、乳幼児等医療費給付助成事業など、子育て家庭にとってはかなり手厚い施策で支援対策をとっているわけですが、割と高校生の保護者に対する支援制度化が手薄な感じがいたします。

我が町には高等学校がないだけに、我が町に在住する高校生たちにも町の施策に感謝と奉仕の精神を抱かせるような肝要な支援策が必要かと考えます。選挙権年齢の引き下げにより満18歳の高校生にも選挙権が与えられることになりました。高校がない我が町にとって、高校就学世帯や高校生に対する豊頃町独自の支援や対策で、もっと地方自治と支援助成制度に関心を持っていただけたらと私は考えるわけですが、町長はこのことをどのように考えますか、お聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は、本町に高校がないということで、先ほどの答弁でも、帯広でも近隣町村でも一人5,000円の年間6万円を出しております。特に、高校の場合は義務教育ではございませんので、今ほとんど100パーセントに近いだけ進学はしておりますが、そういった面から見ても、やはり自分の子どもをそれなりの子どもの能力に応じて将来、それぞれの目的があれば、ある程度親としても責任持ってその経費の一部を負担をすべきというふうに私は考えております。

ただ、町としては、どの学校に行こうと、どの場所に行っても月額5,000円を出しておりますので、今後いろいろな問題で、また高校生の問題が出てくると思います。その問題につきましては、担当者等々と十分協議しながら検討をしていきたいというふうに思っております。

ただ、福祉等、教育等についても財源に限度がありますので、その辺もバランスのとれた財政執行をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 私も何もやみくもに何でも支援していただきたい、助成金の創設

をとお願いしているわけではございません。一町民の陰なる声を代弁しているわけでもありますから、特に、子育て家庭支援制度の創設に関わる計画にある施策については、何とか実行していただけるよう強く要請をするものであります。

これで、次の質問にさせていただきます。

次も高校就学世帯に対する支援関係の質問であります。

我が町には高校がないため他の市町村の高校に通学、下宿する生徒がほとんどであります。近隣の町のＪＲ駅まで車で送迎する父母の負担を軽減する方法として、通学支援専用バス等、交通支援策について町長の考えをお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、本町の高校生が池田及び帯広方面のほうの高校に通学する交通手段としては、ＪＲで通学しているのがほとんどでございます。また、帯広からはそれぞれ独自の交通機関を利用されているわけでありまして、高校がない本町におきましては、通学を初め就学にかかる様々な費用負担が重くのしかかっていることは、十分承知でございます。

保護者の経済負担の軽減を図るためにも、前段の質問にもありましたように、平成２２年度に高等学校等就学助成制度を設けて支援してきたところでございます。今後においても、できるだけ財政的負担を考えながら支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●２番小笠原議員 ただいま町長の考えをお聞きいたしました。私といたしましては、この懸案につきましては、中学校のＰＴＡ関係者や、一部の高校通学保護者より町議として要望を受けたわけでございますので、まずは町長の考えの中にどのような取組を子育て家庭支援対策として検討していただけるかどうか、聞いてみる必要性がありました。この懸案も、施策として具現化できるかどうか難しいようですが、１０年前の鉄道やバス交通のインフラ体制と比べると、今はどんどん簡素化されているので、我が町から他の市町村の高校に通学するには相当不便になっているようです。

町長、地方創生事業として、豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略の子育て支援プロジェクトの施策として、高校生の通学支援専用バスを検討課題としていただけないでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今の件でございますけれども、我が町に高校がないということで、それぞれ保護者の方は苦勞して、駅までそれぞれの車を出していると思っておりますけれども、去る５月に庁内の関係課が集まりまして、庁内というか役場の庁舎内の件ですけれど

も、地域公共交通検討会議を設置いたしまして、通学バスに限らず高齢者等の交通弱者の通院のためなどの交通対策として、今、検討を進めているところでございます。

今後、運行方法や運行経費の検討を進めるほかに、利用者のニーズを把握できるため、今、保護者にアンケート調査をとっているところでございます。ただ、いろいろ問題がございますけれども、バス通学をいたしますと、豊頃駅から例えばバスが池田まで、幕別まで行くというふうになると、JRを利用しない子供たちが多くなりまして、ほとんどが今、私の町では子供たちの利用客が全体の利用客になっておりまして、仮にJRの利用客がほとんどいなくなりますと、また、運行便数の削減につながるのではないかとこのように心配をしているところでございます。

いずれにいたしましても、池田を経由して幕別まで、逆にまた幕別から池田を経由してのバスでどのような形で、今の現在のバスの台数、さらに運転される方の数がどれぐらい必要なのか、また、今現在あるだけで間に合うのか、十分また検討しております。仮に高校生用としてバスを出した場合については、それなりの財源支出を覚悟しなければならないのと同時に、JRの乗客数が極端に減るということになれば、いろいろとまた町民全体に御迷惑がかかる場合もないとは言えないということで、その辺を検討会議で十分検討しながら、今、取り進めております。

ただ、これがいつ実現するかは、まだわかりませんが、今、町民のアンケートにより、できるだけ町民の足の確保に努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいまの町長の御答弁をお聞きしますところ、私の言っていることはなかなか具現化が難しいのかなというふうに思っておりますけれども、ここに参考資料として、今年の5月に町民に公表された「まちづくりに関するアンケート調査」の結果があります。発送数1,470通、回収数569通、回収率40.4パーセントの結果から見た調査結果ではありますが、2の4、豊頃町の教育についての項目、(2)教育の充実には何が重要だと思いますかの回答結果があります。

まず、一番多いのは教職員の資質の向上で13.8パーセント、2番目に家庭や地域教育を推進するが9.8パーセント、3番目なのが高校通学バスの運行で8.5パーセントとなっております。保護者の要望のこの時点では高さがうかがえます。このアンケート調査から察するには、何人の保護者がそれを要望しているのか、多数ではないにしても正確な利用に関するデータを集積した上で、先ほども町長が申し出ておりましたけれども、慎重に検討をしていただき、また、この懸案につきましては、再度御検討いただけますよう、町長も、それから所管の担当課長にもひとつよろしくお願ひい

たします。

この件については以上で、私の質問を終了させていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 特に、我が町に高校がないということで、それぞれ保護者も苦勞はされておりますけれども、仮に我が町に高校があったら、本当に保護者の方は皆さん我が町の高校に入っていただけなのか、私疑問だと思っております。今の子供たちも非常に個性豊かな子供たちが多く、それでどうも個性に合った、能力に合った、スポーツに合った学校を親が選択するような形であります。

したがって、高校に行くのには経費がかかるのは十分わかりますけれども、それなりに、やっぱり保護者についても多少なりの負担はすべきというふうに考えております。ただ、今、アンケート調査でも非常に教育について関心を持たれておりますので、できるだけ早急に、今言った通学バス、できるかできないか、また財源的にどうかという形に取り進めたいと思います。

仮に、バスの運転手さんを用意すれば、少なくとも1,000万円以上のお金が投資されるような形になりますので、その辺、町民の声も聞きながら十分前向きに検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま、町長に御答弁をいただきました。いずれにいたしましても、ちょっと意外な展開になりまして、私、この豊頃町に高校があったらという話のことは、最終的には仮に昭和40年代に高校があったとしても、非常に我が町においては近隣の町村の高校の状況を見た中においても、非常に厳しいものではないかなというふうに思っておりますし、ないのであれば、ないなりに、今、通っている高校生たちにも、やはり地方自治に関することにも目を向けていただく一つの施策として何らかの方法がとれないかという考えもしております。

他町村においては、特に高校のある町のケースでありますけれども、やはり高校生が議会を傍聴したり、それから模擬議会と称して、今後若い人が議場に立っての意見のような話をしている模擬議会的なことをやっている町村もあるようでございます。そういうことについては、私の町ではなかなか難しいのかなというふうに考えているわけございまして、何らかの形で私はこの高校生に振り向いていただけるような形をとっていただけるような施策として、今回このような質問をさせていただいたわけでございます。

以上で、質問を終了させていただきます。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

## ◎ 意見書案第 1 号

●藤田議長 日程第 7 意見書案第 1 号平成 28 年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4 番相澤昌幸議員。

●4 番相澤昌幸議員 意見書案第 1 号。提出者、豊頃町議会議員相澤昌幸、賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上菅谷誠、同上岩井明、同上小笠原茂人。

平成 28 年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成 22 年、「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との合意をした。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 28 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に 800 円を確保し、平成 32 年までに全国平均 1,000 円に到達することができるよう、平成 27 年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

提出先、北海道労働局局长、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上。



●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第2号

●藤田議長 日程第8 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

●1 番中村純也議員 意見書案第2号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同人大崎英樹、同上岩井明。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、被災地の復興、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行などの新たな政策課題にも直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速し、特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧される。

平成29年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財

政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要であり、政府に次の事項の実現を求める。

記。

1、被災地復興、社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、これ以上、拡大しないこと。

4、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第3号

●藤田議長 日程第9 意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

●1 番中村純也議員 意見書案第3号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同人大崎英樹、同上岩井明。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書。

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国中、最下位となっている。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっている。

教育現場では、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担が大きく、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている。また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。

子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正を伴う「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、次の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要望する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低補償を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保・拡充をはかること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置実現に取り組むこと。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において、教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。

5、経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充をはかるとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うこと。

6、高校授業料無償制度への所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第4号

●藤田議長 日程第10 意見書案第4号新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

●1 番中村純也議員 意見書案第4号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。

この「配置計画」により再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する減少が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。また、地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担や、保護者の経済的負担が増大しており、これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながりかねない。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要望する。

記。

1、道教委が平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道知事、北海道議会議長、北海道教育委員会教育長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議員派遣の件

●藤田議長 日程第11 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

中川議会事務局長。

●中川議会事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

- ・ 目的 議会の活性化に資するため。
- ・ 派遣期日 平成28年7月5日（火）から同月6日（水）。
- ・ 派遣場所 札幌市。
- ・ 派遣議員 全議員。

2、姉妹都市交流。

- ・ 目的 姉妹都市との交流及び親善のため。
- ・ 派遣期日 平成28年7月23日（土）から同月25日（月）。
- ・ 派遣場所 福島県相馬市。
- ・ 派遣議員 藤田博規議長、小笠原茂人議員、岩井明議員。

3、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

- ・ 目的 議会広報の編集技術の向上に資するため。
- ・ 派遣期日 平成28年8月22日（月）から同月23日（火）。
- ・ 派遣場所 札幌市。
- ・ 派遣議員 議会運営委員、4人。

以上です。

●藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。  
御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読したとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第12 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第13 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成28年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時54分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員